

○山梨県警察情報セキュリティインシデント対応要領

〔令和元年6月21日〕
〔例規甲（情管シ）第21号〕

（概要）

この要領は、山梨県警察情報セキュリティ管理要綱の制定について（平成31年3月1日付け、例規甲（情管シ）第42号。以下「管理要綱」という。）第7の定めに基づき、山梨県警察において警察情報システム及び管理対象情報並びに山梨県警察が設置又は運用する情報システム（警察情報システムに該当するものを除く。以下同じ。）に影響を与える可能性がある情報セキュリティインシデントが発生した際に迅速かつ的確に対処するための措置について定めるものとする。